

受託研究を依頼される企業様へ

三重県工業研究所

当所の「受託研究」は、製造業の皆様が技術力向上を目的に、「高度な課題の解決」もしくは「新製品・新技術の開発」に関する研究の委託をお受けするものです。研究内容および期間、費用等については担当の研究者と綿密に調整をして頂くとともに、下記事項にご留意頂きますようお願いいたします。

・研究費について

天災その他やむを得ない事由が発生した場合を除き、研究成果の有無に関わらず研究費の返還は行いません。

・研究題目の公開について

研究題目は当所発行の業務年報等により公開されます。申請書に記載する研究題目につきましてはこのことを踏まえて記載願います。

・特許出願について

受託研究において得られた成果は、三重県に帰属し、これを委託者に無償で使用させ、または譲与することはありません。

・秘密保持について

当所の職員には、地方公務員法第34条による「秘密を守る義務」が課せられています。したがって、受託研究開始にあたり秘密保持契約を改めて締結することはありません。

・その他

受託研究は製品開発を支援するものです。

受託研究において、当所で作製した試作品（プログラムを含む）等を製品または製品の一部として使用・販売することはできません。